

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年1月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400993号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400041号

第1 結論

昭和59年*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

・請求期間 : 昭和59年*月から昭和60年3月まで

私は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていなかった。時期は覚えていないが、父が私の国民年金の加入手続を行い、私が22歳か23歳の頃に、父が、私の国民年金保険料として30万円弱をまとめて納付したので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求者が22歳か23歳の頃に請求期間に係る国民年金保険料をまとめて納付した旨主張しているところ、請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*が記載されている年金手帳によると、「国民年金の記録(1)」欄には、請求者が被保険者となった日が昭和59年*月*日、被保険者でなくなった日が昭和60年4月1日、再び被保険者となった日が平成2年5月1日と記載されており、これらの被保険者記録はオンライン記録と一致し、入力処理年月日は全て同年6月18日であることから、請求者の国民年金の加入手続時期は同年6月頃と推認され、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は、保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されていることが必要であるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索の調査結果において、請求者に別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求者が22歳か23歳の頃に父親が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料として30万円弱をまとめて納付した旨主張しているところ、当該期間に係る国民年金保険料の合計額は2万4,880円であり、請求者の主張する金額と相違している。

また、請求者が請求期間当時に住民登録していたA市の担当者は、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はない旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2400793 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400110 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 1 月 1 日まで

A 事業所に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者となった記録がないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 社の事業主の回答により、退職日は不明であるものの、請求者は平成 18 年 8 月 1 日から平成 19 年 4 月まで A 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 20 年 3 月 27 日であることが確認でき、請求期間において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、請求期間当時においては、疾病の治療、助産その他医療の事業については、常時 5 人以上の従業員を使用する個人の事業所につき強制適用事業所とすることとされているところ、B 社の事業主は、請求期間当時の従業員数は 5 人未満であった旨回答し、また、請求者は、請求期間当時働いていたのは 4 人であった旨陳述していることから、請求期間において、A 事業所は厚生年金保険における強制適用事業所の要件に該当していなかったと考えられる。

さらに、B 社の事業主は、請求期間当時、A 事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、請求者の給与から厚生年金保険料は控除していない旨回答しているところ、事業主から提出された請求者の平成 18 年 8 月から平成 19 年 4 月までの給与支払明細書において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。